

2025年12月15日

お客さま各位

株式会社宮崎銀行 国際部

外貨預金各種明細等の電子交付に関するご案内

平素より宮崎銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、外貨預金取引にかかる個人のお客さまあての交付書類について、電子交付を導入することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。お客さまには、「みやぎんアプリ」による外貨預金関連の各種帳票等の電子交付についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 電子交付の概要

電子交付とは、外貨預金取引の際に交付する以下の書類等を紙文書ではなく「みやぎんアプリ」を通じ電子的に交付する仕組みを指します。電子交付に移行した外貨預金口座を「Web 口座」と呼びます。

2. 電子交付の対象となる書類

- | | | |
|--------------------|-------------------------------|--------------|
| (1) ステートメント（取引明細表） | (2) 外貨預金口座解約のご案内 | (3) 入金完了のご案内 |
| (4) 外貨定期預金満期案内 | (5) 外貨預金口座開設のご案内（兼 契約締結時交付書面） | |

3. 対象となる口座

「Web 口座」の対象は以下の通りです。

- (1) 2025年12月15日（月）以降に「みやぎんアプリ」経由で外貨預金口座を開設する口座
- (2) 2025年12月12日（金）以前に外貨預金を開設いただいたお客さまのうち、
2026年3月31日（火）までに郵送交付ご希望の申し出をされなかった口座

4. 各種帳票等の郵送交付を引き続きご希望される場合について

2025年12月12日（金）以前に外貨預金口座を開設された個人のお客さまのうち、引き続き各種帳票の郵送交付をご希望されるお客さまは、2026年3月31日（火）までに以下の URL もしくは二次元コードから専用ホームページへアクセスいただき、必要事項にご入力の上お申し出いただくようお願いいたします。

上記の期限までにお申し出のないお客さまにつきましては、「Web 口座」への移行に同意いただいたものとして、2026年3月31日（火）より「Web 口座」へ移行いたします。

専用ホームページ URL

<https://form.run/@miyagin-XnK0nnvlcOd04Y5ELnan>



専用ホームページ

二次元コード

5. その他

「Web 口座」移行後に郵送交付の口座に戻す場合は、お取引店舗でのお手続きによりお受け付けいたします。

なお、「Web 口座」ではステートメントホルダーの発行は廃止となります。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社宮崎銀行 国際部

電話番号：0985-32-8217

貨預金書類の電磁的方法による交付等に係る取扱規定

第1条（規定の趣旨）

本規定は、株式会社宮崎銀行（以下、「当行」といいます。）がお客さまに対し、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を、情報通信技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により提供する場合の手続きおよび方法を定めるものです。また、電磁的方法を用いて当該書面に記載すべき事項を実際に交付する方法等（以下、総称して「電子交付等」といいます。）についても規定いたします。

第2条（書面の種類）

お客さまが電子交付等をご利用いただける書面は、以下の各号に掲げる書面といたします。

1. 契約締結前交付書面
2. 入出金明細
3. 入出金解約計算書（※入出金明細内に記載）
4. 契約締結時交付書面（※入出金明細内に記載）

※入出金解約計算書、契約締結時交付書面は、同条第2号「入出金明細」に内容を記載することで、同一書式での電子交付といたします。

第3条（電子交付等の交付方法）

前条各号に掲げる書面に記載する事項を提供する場合、当行が提供するアプリケーション（以下、「みやぎんアプリ」といいます。）内の特定のページよりPDFファイル形式で保存可能といたします。当該PDFファイルに書面の記載事項を記録し、お客さまが閲覧可能な方法により電子交付等を実施いたします。

第4条（電子交付等の申込）

みやぎんアプリを通じて外貨預金口座を開設されるお客さまは、同時に電子交付等をお申し込みいただくものといたします。

書面交付により外貨預金口座をご利用中のお客さまが電子交付等に切り替える場合は、当行窓口にて切り替えのお申し込みをいただくものといたします。

電子交付等のお申し込みの際し、お客さまは以下の各号に定める事項をご確認いただくものといたします。

1. みやぎんインターネットバンキングサービス<いっちゃんねっと>（以下、「インターネットバンキング」といいます。）にご登録いただいていること
2. みやぎんアプリをスマートフォンまたはタブレット等にダウンロードいただいていること
3. プリンタ等を用いて書面を印刷可能であること

第5条（電子交付等の利用）

電子交付等は、インターネットバンキングの登録日（2024年7月10日以前に登録された場合は2024年7月11日以降）以降の取引についてご利用いただけます。

電子交付等は、過去10年間分の取引についてご利用いただけます。

第6条（電子交付等の申込の撤回）

お客さまのご都合によりみやぎんアプリをご利用いただけなくなった場合でも、アプリを再度ダウンロードいただくことで、電子交付等をご利用いただけます。

お客さまのご都合によりインターネットバンキングを解約された場合、電子交付等のご利用はできなくなります。

ただし、インターネットバンキングを再契約された場合は、再契約日以降の取引について電子交付等をご利用いただけません。

第7条（免責事項）

法令の改正その他の理由により、または当行が必要と判断した場合、当行は電子交付等ではなく、既に電子交付等された書面を含め、紙媒体により交付を行う場合がございます。

次の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の事由による場合。
2. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。
3. 公衆電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた場合。
4. 利用者が国外から利用した場合の取引の結果、またはそれによって生じた損害が生じた場合。

第8条（本規定の改訂）

本規定の各条項は、法令の改正、金融情勢の変化、その他相当の事由があると認められる場合、当行ホームページへの掲載による公表、その他適切な方法で周知することにより変更できるものといたします。

前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものといたします。

以上

2025年12月現在